



公益財団法人

富士山静岡交響楽団

税制上の優遇措置について（法人）

「一般損金」と併せて、一定の限度額まで「特別損金」に算入することができます。

〔一般損金算入〕

$$\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \times \frac{1}{4} = \text{損金算入限度額}$$

< 計算例 > 資本金等の額 1,000 万、所得の金額 1,500 万、1 年決算法人の損金算入限度額

$$1,000 \text{ 万円} \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + 1,500 \text{ 万円} \times \frac{2.5}{100} \times \frac{1}{4} = 10 \text{ 万円}$$

注) 所得の金額は、支出した寄附金の額を損金に算入しないものとして計算します

〔特別損金算入〕

特定公益増進法人に対する寄附金の合計額と、下記の計算式による特別損金算入限度額のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

$$\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \times \frac{1}{2}$$

注：特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般寄附金の額に含めます

※税制の最新の状況および詳細については最寄りの税務署へお尋ねください